

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☞ たばこ特別税ってなあに？

Q：たばこに新しい税金がかかるようになったようですが、どのような税金なのでしょう。

A：新たな国税として「たばこ特別税」が課税されることになりました。

【解説】

たばこ特別税は、日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること等に伴う財源確保のために創設されたもので、次のような概要となっています。

(1) 課税物件等

製造たばこの製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者が、平成10年12月1日以後に、その製造場から移出し又は保税地域から引き取る製造たばこについて、現行の「たばこ税」とあわせて「たばこ特別税」が課税されます。

(2) 税率

- ① 本則税率・・・千本につき820円
- ② 軽減税率（旧3級品の製造たばこ）・・・千本につき389円

(3) 手持品課税

法施行日である平成10年12月1日において販売業者等が所持する製造たばこについては、千本につき820円（旧3級品については389円）の手持品課税が実施されます。

ただし、所持数量が3万本未満の場合は、手持品課税の対象となりません。

